総合・災害対策等特別委員会委員長報告（案）

総合・災害対策等特別委員会の中間報告について申し上げます。

初めに、地域防災について申し上げます。

本委員会は、首都直下地震等による東京の被害想定の概要、土砂災害訓練の実施結果、民間一時滞在施設の指定、震災総合訓練の実施結果、地域別防災マップの作成などについて、理事者から説明を受けました。

首都直下地震等による東京の被害想定の概要については、令和４年５月に東京都防災会議が、被害想定を約 10 年ぶりに見直し、公表したとのことであります。

また、都は東京都地域防災計画（地震編）の修正版を５年度早期に成案化する方針であり、都の動向を踏まえて、今後、区においても、練馬区地域防災計画について、修正に向けた検討を進めていくとのことであります。

委員からは、被害想定について、町会・自治会、事業所等も含めて、区民への情報発信をしてほしい、これまで以上に従前の取組に力を入れ、確実に避難できる環境を整えていくことが重要である、被害想定を踏まえ、区の防災対策、施策に反映していかなければならないなどの意見がありました。

土砂災害訓練の実施結果については、土砂災害警戒区域における区民の防災意識の向上や、地域における自助・共助の促進を目的として実施したとのことであります。大泉町一丁目、三丁目の町会関係者や消防団員が多数参加され、共助意識の醸成や地域の災害対応力の向上につなげることができ、また、警察・消防との役割分担などの共有、気象庁職員の専門的な観点からの講話により、住民の土砂災害への理解が深まったとのことであります。

委員からは、訓練の実施は、様々な防災情報の啓発の場としても有効である、若い世代など、より多くの方に訓練に参加してもらえるよう工夫してほしい、土砂災害警戒区域において、平時においても区民への注意喚起の徹底をお願いしたいなどの意見がありました。

民間一時滞在施設の指定については、災害時における帰宅困難者の受入施設として、新たに１施設指定したとのことであります。

委員からは、区内の一時滞在施設の場所などについて周知を徹底してほしい、一時滞在施設として引き受けていただいた民間施設に感謝する、引き続き、民間施設の活用を含め、一時滞在施設の増設に向けた努力をお願いするなどの意見がありました。

震災総合訓練の実施については、災害時における避難拠点の初動対応力の向上等を図ることを目的に実施しており、感染対策、ペット避難場所、授乳室や物干し場の配置場所など、女性避難者への配慮などを再確認したとのことであります。

委員からは、特に女性は男性よりもストレスを感じやすい場面が多く、女性の視点から物干し場やトイレの配置場所などについて、さらに検討してもらいたい、地域の防災組織や消防団の方々が、避難拠点の開設までの流れが分かるような機会をつくってほしい、地域の若い世代が避難拠点運営連絡会に参加しやすい仕組みづくりを検討してほしいなどの意見がありました。

地域別防災マップの作成については、令和元年度から、自らの地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップを地域住民と協働で作成するとともに、マップを活用した訓練等を通じ、地域の防災力の向上を図る取組を進めており、５年度は氷川台地区、北町一丁目地区、大泉町六丁目地区を対象に作成するとのことであります。

委員からは、マップ作成地区の選定にあたっては、水災害リスクの高いエリアを優先的に選定するなど改善を図ってほしい、障害のある方もマップが活用できるよう引き続き検討してほしい、子育て世帯など、若い年齢層の方も幅広くワークショップに参加できるよう取り組んでほしい、防災意識の高い地域により周知して、取組を進めてほしいなどの意見がありました。

さらに、本委員会では、密集市街地で発生した大規模火災から、災害に強い安全な市街地再生に取り組み、早期の復興まちづくりを進めている新潟県糸魚川市において、大火の記憶の伝承と地域のにぎわい、交流の拠点としての機能を有する駅北広場キターレを視察し、地域防災について、調査・研究を深めたところであります。

本委員会は、高い確率で首都直下地震の発生が想定される中、過去の大規模な地震や水害などの教訓を踏まえ、区民の防災意識のさらなる向上など、区における災害対策の実効性をこれまで以上に高める必要があることから、地域防災について、引き続き調査・研究を行っていくことといたしました。

次に、危機管理指針について申し上げます。

本委員会は、北朝鮮のミサイル発射状況及び区の対応について、理事者から説明を受けました。

区では、抗議声明の発表や、情報収集などを行ったとのことであります。

委員からは、今後も区民から問合せがあった場合にはしっかりと対応してほしい、練馬区国民保護計画についても、必要に応じて見直す必要があるなどの意見がありました。

本委員会は、区民の生命を守る観点から武力攻撃やテロなどへの危機管理の在り方について、継続して検討していく必要があることから、危機管理指針について、引き続き調査・研究を行っていくことといたしました。

次に、地方分権の推進及び財政権拡充について申し上げます。

本委員会は、地方分権改革の取組状況などについて、理事者から説明を受けました。

地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査審議するため、地方分権改革推進法に基づき、平成19年４月に内閣府に設置された地方分権改革推進委員会による20年５月の第１次勧告から21年11月の第４次勧告に基づき、国と地方の役割分担の基本的な考え方が示されたほか、基礎自治体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しや地方財政権の強化などが図られたとのことであります。

これらの勧告を受け、23年４月の第１次から令和３年５月の第11次までの地方分権一括法が、４年５月には第12次地方分権一括法が施行されたとのことであります。第12次地方分権一括法では、地方公共団体等の事務負担の軽減、デジタル化等による効率化・利便性の向上に資するため、12の法律が改正されたとのことであり、区では、これまで法改正を踏まえ、関連する条例の新設や改正による規定の整備等を図り、対応をしてきたとのことであります。

本委員会は、地方分権改革に向けた取組については、今後の区政運営に当たり、さらに議論を深めていくべき大きな課題であることから、地方分権の推進及び財政権拡充について、引き続き調査・研究を行っていくことといたしました。

最後に、練馬区立美術館の再整備について申し上げます。

本委員会は、練馬区立美術館及び練馬区立貫井図書館改築、それに伴う美術の森緑地の改修に係る基本設計候補者選定委員会の設置、基本設計候補者の公募、基本設計委託事業者の決定、基本設計にかかわるワークショップの開催などについて理事者から説明を受けました。

基本設計候補者選定委員会の設置及び公募については、美術館再整備基本構想及びこれからの図書館構想において目指す新たな美術館・貫井図書館を創造できる設計候補者を公正かつ適正に選定するため、基本設計候補者選定委員会を設置したとのことであります。

また、プロポーザル方式で基本設計候補者の公募を行い、同選定委員会にて一次審査と二次審査を実施するものであり、二次審査のうち、プレゼンテーション及びヒアリングは公開で行ったとのことであります。

基本設計委託事業者の決定については、同美術館及び図書館の改築等に係る基本設計業務を行う事業者を決定したとのことであります。

また、二次審査の傍聴者に対して、改築後の同美術館及び図書館への意見などについてアンケートを行ったとのことであります。

委員からは、同美術館と同図書館の共用スペースを大切にしてほしい、「全国に練馬の美術館・図書館在り」と区民が誇りを持てるようしっかりと取り組んでもらいたい、改築後の美術館の価値を高めるためにも、練馬区にしかない建物を目指す

べきである、区民に寄り添う意味でも、二次審査を公開にしたことを評価する、二次審査の公開に当たっては、地域住民がより関われるような仕組みが必要である、丁寧、公正な審査の上で事業者を決定したことを評価するとともに、商店街への回遊性にも期待している、基本構想については区民の様々な声があるなかで、区として丁寧な説明が必要である、アンケートを取り、区民の声を聴く機会を増やしたことを評価する、アンケート結果が９割以上肯定的な意見であったことからも、美術館・図書館の改築を待ち望んでいる区民の声が伝わってくる、アンケート結果の少数意見についても重く受け止めていただきたい、ワークショップは住民の意見を取り入れるための有効な手段である、美術の森緑地の改修も含めて、広く区民の意見を聴くようにしてほしい、工事の際は、区内事業者も活用し、支援につなげてほしいなどの意見がありました。

また、基本設計にかかわるワークショップの開催については、美術館・貫井図書館の基本設計にあたり、５回程度開催することで、区民の意見を設計に反映させていくとのことであります。

委員からは、なるべく多くの意見を聴いて基本設計に生かしてほしい、希望する区民がなるべく多く参加できるようにしてもらいたい、毎回テーマが異なるなかで、事前にテーマをしっかりと周知して募集すべき、各回同じ方が継続して参加することも必要である、抽選に外れた方の意見も聴ける機会をつくってほしいなどの意見がありました。

さらに、本委員会では、施設の老朽化やバリアフリー化への対応、展示室の狭隘さなどの課題解決のために、令和３年度に本館を改築し、ユニバーサルデザインや展示・収蔵機能の大幅な拡充を実現した長野県立美術館を視察し、練馬区立美術館の再整備について、調査・研究を深めたところであります。

本委員会は、練馬区立美術館及び練馬区立貫井図書館の改築等に係る基本設計や実施設計、改築工事などの各段階において、広く区民の意見を反映させ、議論を深めながら取り組んでいく必要があることから、美術館の再整備について、引き続き調査・研究を行っていくことといたしました。

以上で、総合・災害対策等特別委員会の中間報告を終わります。